

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ、スリランカ、インド、フィリピン、マレーシア
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「海上保安政策プログラム」
- (3) 参加者：タイ海軍職員1名（軍籍を有する）、スリランカ沿岸警備庁職員2名（軍籍を有さない）、インド沿岸警備隊職員1名（軍籍を有さない）、フィリピン沿岸警備隊職員1名（軍籍を有さない）、マレーシア海上法令執行庁職員1名（軍籍を有さない）を含む計6名
- (4) 計画の要約：
アジア地域の海洋をめぐる国際秩序の維持・発展に寄与することを目的に、海上保安の実務と理論に係る高度な教育を行う。

2. 計画の背景と必要性

【タイ】

タイ海上法執行調整センターは、複数機関の海上保安業務を調整する権限を有する組織として1996年に創設された。同センターは海軍の一組織であり、職員は海軍職員である。タイでは、日本の海上保安庁のような海上保安業務を一元的に行う権限を有する組織は存在せず、複数の機関（海軍、海上警察、海事局、関税局、環境保全局等）が各所掌権限の範囲で業務を行っているが、一元的な調整権限を有する組織の必要性から同センターが設立されたものであり、当該研修には同センターからの参加が適当と言える。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、当該研修には同庁からの参加が適当と言える。

【インド】

インド沿岸警備隊は、1978年の湾岸警備隊法制定により発足した、国防省傘下の法執行機関である。同隊は、インド海域における海洋法執行を行う同国唯一の機関であり、当該研修には同隊からの参加が適当と言える。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は、1901年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998年の大統領令により運輸省傘下の組織となった（有事の際にフィリピン国防省傘下となる可能性あり）。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海上保安政策の企画・立案を目的とする当該研修には同隊からの参加が適当と言える。

【マレーシア】

マレーシア海上法令執行庁は、首相府管轄下の機関である（有事の際に軍の指揮下に入る可能性あり）。領海の海上における法と秩序の維持、捜索救助を主な業務としており、多発する犯罪や事故への対応能力の強化、東南アジア諸国との連携・協力体制の構築等に取り組んでいる。同庁は、国内唯一の海上保安を一元的に担う機関であり、当該研修には同庁からの参加が適当と言える。

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

シーレーンの安定を図る為には、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成が必要であり、本研修は、日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行う。また、日本及びアジア地域各国の海上保安関連機関において強固で持続性のあるネットワークが構築されることにより、参加機関による域内の連携が一層促進され、これにより法の支配に基づく国際的海洋秩序の維持及び発展につながることを期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン、スリランカ、ガーナ、ガボン
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「海上犯罪取締り」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員1名（軍籍を有さない）、スリランカ沿岸警備庁職員1名（軍籍を有さない）、ガーナ海事局職員1名（軍籍を有する）、ガボン海軍職員1名（軍籍を有する）を含む計14名
- (4) 計画の要約：

アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を包括的に習得することを目的に、海賊対策や国際法に関する講義、薬物、密輸、人身売買への対策に係る講義、航空基地への視察、不審船等検査、鑑識の実技訓練などを行うもの。

2. 計画の背景と必要性**【フィリピン】**

フィリピン沿岸警備隊は、運輸省傘下の組織である（有事の際にフィリピン国防省傘下となる可能性あり）。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海上犯罪取締りの能力向上を目的とする当該研修には同隊からの参加が適当と考えられる。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、形式上国防省傘下の組織ではあるが、法執行のための文民組織であり、軍事的な活動や訓練を行うものではなく、沿岸警備庁長官の独立した指揮下にある組織である。沿岸警備庁の任務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっており、同国の海上犯罪取締りにおける法執行能力向上を図るうえで、同警備庁からの参加は適当と考えられる。

【ガーナ】

ガーナ海事局は、2002年に設立された運輸省傘下の政府組織である。同局は、安全で効率的な海運の促進、船舶による海洋汚染対策、船員の雇用や福祉を所掌しており、これにより国の経済社会発展に寄与することを任務としており、その任務は研修の趣旨と合致する。

【ガボン】

ガボン海軍は、海上保安に係る同国唯一の組織であり、同国沿岸の海運の安全確保、海賊や漁船の不法就労の取締り、海洋汚染や海岸浸食の関連省庁との連携など非軍事の分野においても多岐にわたる活動を行っていることから、同海軍からの参加は適切、その任務も研修の趣旨と合致する。

特にアジア・ソマリア海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も密輸・密航・不法操業等が引き続き重大な課

題となっていることから、海上交通路の安全・保安確保に向けた各国の実務担当者の知識・技術の向上が不可欠であるとともに、地域内各国の協力強化・ネットワーク構築が重要となっている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

アジア・ソマリア周辺海域沿岸国における海上保安機関職員の海上犯罪取締り能力の向上を目的として、海上犯罪取締りにかかる基礎理論、海上犯罪取締り実務に関する知識・技能の習得、日本の海上保安関連機関・施設視察を通じた日本の海上保安体制に対する理解の深化、研修員間及び日本の海上保安関係者との間での意見交換を通じ、自国の課題解決に向けたアクションプランの作成及び研修参加国間ネットワークの強化を目指した研修を実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア、タイ
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定B級）」
- (3) 参加者：インドネシア海軍海洋業務センター職員3名（軍籍を有する）、タイ海軍職員1名（軍籍を有する）を含む4名
- (4) 計画の要約：

水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際B級認定技術者と認定される。

2. 計画の背景と必要性**【インドネシア】**

インドネシアはASEAN最大の人口と国土を有するASEANの中核国であり、世界最大のイスラム人口を抱え、マラッカ海峡を始め重要な海上交通路の要衝に位置し、同国の安定は我が国を含むアジア全体の安定と繁栄に不可欠である。近年は政治的安定と順調な経済成長を実現し、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際場裏での役割を拡大してきており、気候変動対策や民主化支援などアジア地域及び国際社会の課題に対しても積極的に取り組んでいる。また、同国は、民主主義や人権、市場経済といった基本的な価値観を我が国と共有し、かつ幅広い国民レベルでの長い友好関係を有する戦略的パートナーである。

インドネシア海軍海洋業務センターは、海図、水路図誌（潮汐表、天測歴等）を毎年刊行し、これらは世界の海事関係者に広く活用されており、職員の本件研修への参加により得た知識・技術は、帰国後、右刊行物作成への従事を通じて航行安全の確保に寄与することが期待される。

インドネシアに対する開発協力の重点分野（中目標）のひとつに、アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に向けた支援が掲げられている。本研修はその一環として、インドネシアがアジア地域の抱える海上安全の問題に適切に対応していくための支援として重要といえる。

【タイ】

海図には、水深や地形、航路標識等の情報が記載されており、海上保安機関にとって必要不可欠なものである。タイ海軍水路部は、海図や測量に関する業務に加え、一般の船舶に対して航行安全にかかる情報を提供する業務を行っている。これら業務を所掌するタイ海軍水路部職員の能力向上は、タイの海上保安業務全体にとっての重要事項と言える。

また、タイ海軍水路部は、タイの領海及び排他的経済水域における水路測量・海図作成を一元的に実施している。河川や港湾等の測量については運輸省海事局や港

湾公社が一部実施しているものの、国際的に海図作成機関として認証されているのは同部のみであることから、当該同部職員を研修員として受け入れる妥当性は高い。

タイに対する開発協力の重点分野(中目標)のひとつに、持続可能な経済の発展と成熟する社会への対応が掲げられている。本研修はその一環として、タイが本課題に適切に対応していくための支援として重要といえる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

国際基準に基づいた水路測量が独力で行われることにより当該国における水深等データが整備されること、また、海図作成技術の習得を通じて水路測量国際認定 B 級を取得し、作成された海図情報の活用法を理解することを目的とする。内容としては、海図作成及び海洋情報の収集・活用に係る開発途上国政府関係者の能力向上を図るものであり、水路測量もしくは海図作成を担う政府機関(海図作成機関、港湾局、海事局など)の職員を対象として、海図作成時に現地にて測量の統括が出来る測量技術者の養成を目指して研修を実施するもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際B級認定技術者と認定される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 実施国名：シンガポール共和国
- (2) 案件名：令和元年度第三国研修 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム「海上安全管理」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員1名（軍籍を有さない）を含む計22名
- (4) 計画の要約：

本研修は、シンガポール外務省と共催するプログラム「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム」(JSP21)の1コースであり、ASEAN、大洋州、南アジア各国の海上交通分野の管理・監督業務に従事する行政官の能力向上を目的に日・星講師より、海上安全管理に関する講義等の研修を実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

JSP21では、東南アジア地域の共通課題やニーズの高い海上安全や都市開発等の分野を中心に毎年度10コース前後の研修を実施しており、2018年度までに約400コースを実施、約6,900名の研修員が参加している。本プログラムでは、東南アジア地域の広域の課題である災害リスク削減について日・シンガポール両国の知見の共有を図るだけでなく、ASEAN各国の行政官のネットワーク形成も担っているところ、参加各国の能力向上に加え、対ASEAN広域の関係上も重要である。

マラッカ・シンガポール海峡を含むASEAN、大洋州、南アジアの周辺海域は、世界的海運の要衝かつ沿岸国のみならず日本を含む各国経済活動にとっての重要な交通路であり、当該地域の海上航行の安全確保は必要不可欠だが、各国の同分野の管理・監督業務に従事する職員の能力は不足している。そのため、日本と同様に同分野の知見を豊富に有するシンガポールと協力し、両国の知見を研修員に共有することで対象国の海上安全管理分野の能力強化に貢献するもの。

3. 計画概要**(1) 計画概要**

本研修では日本・シンガポールの経験を中心に、海上交通業務の管理・監督の立場にある中・上級行政官（約25名）に対して我が国及びシンガポール講師による講義を実施し、対象国の該当分野の能力強化を目指す。具体的な研修内容は以下のとおり。

1. 航路標識や海上安全管理に関する条約・規則、日・シンガポールの関係機関の事例を中心に海上安全強化策の取組みに係る講義
2. シンガポールの関連施設の視察や過去の事例を参考にしたシミュレーションを通じた日常業務及び緊急時対応の紹介
3. 研修員による各国の課題に対するアクションプランの作成

本研修を通じて、研修員は海上安全管理に関連する業務の運営体制や国際的な法規則の運用に関する理解を深め、各国における業務上の課題の解決や改善に向けたアクションプランを作成し、同プランが日常業務に反映されることが期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「救難・環境防災」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員1名を含む計10名
- (4) 計画の要約：

本研修は、海難救助、海上防災、海洋環境保全にかかる知識・技能の向上、習得により、対象国の関連分野における能力向上を図ることを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

エネルギー資源等物資輸送の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海上における円滑で安全な航行の確保は、我が国の安全と経済活動の安定のために極めて重要であり、その航路で起こりえる海難事案や大規模流出油事故に対して、効果的、効率的な対応を実施するには、関係各国との連携協力及び技術と経験が必要である。しかしながら、それらが十分でない開発途上国の国々においては、当該国の海域で海難や大規模流出油事故が生じた場合、当該国及びその周辺地域における多大な被害の発生や環境への深刻な影響が懸念され、特に、マラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジアの海域を利用する我が国関連船舶の航行に支障が生じるおそれもある。そのため両海峡沿岸国を初めとする国々を対象として海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る能力向上研修を過去30年近く実施してきた。その間東南アジア諸国を中心に我が国海上保安庁を範とする機関が設立されるなど支援の成果が現れており、継続してこれら海上保安機関の能力向上を図るとともに、自立発展を促していく必要がある。

フィリピン沿岸警備隊は、1901年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998年の大統領令により運輸省傘下の組織となった(有事の際にフィリピン国防省傘下となる可能性あり)。海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海難救助、海上防災、海洋環境保全を任務とする機関の職員を対象としている本研修の参加機関として適切と考えられる。

安定した治安や海上安全はフィリピンの持続的な経済成長にとって重要であると共に、地域全体の安定と繁栄に資するという認識のもと、海上安全は「フィリピン開発計画2017-2022」でも重要視されている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

海上保安実務者として最も基本的な業務である船舶事故及び人身事故に対する救助活動、油流出事故に起因する海洋環境汚染対策の他、東日本大震災等の大規模な自然災害への対応の経験及び教訓等について、高度かつ専門的な知識・技能及びノ

ウハウや我が国における取組を学び、参加者が海上保安に関する理解を深める目的
で実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン
- (2) 案件名：令和元年度青年研修「災害リスクエリアにおける地域活性化」
- (3) 参加者：フィリピン市民防衛局職員1名（軍籍を有さない）を含む計15名
- (4) 計画の要約：

災害脆弱性の高い国や地域の若手行政官等を対象に、自然災害から復興過程にある東北沿岸部で地域活性化につながるコミュニティ支援のあり方を理解することを通じて、参加国における防災行政・政策決定へ活かすことを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

フィリピンは、フィリピン海プレート周縁の熱帯地域に位置する島嶼国という地理的特性から、熱帯性低気圧／台風、洪水、土砂災害、地震、津波、火山活動に伴う災害など、世界で最も自然災害に見舞われる国の一つである。

本研修は、国家の将来を担うフィリピンの若い行政官らが東日本大震災の経験を持つ東北地方での研修を通じ、防災行政にかかる知見を深めて自国の災害リスクエリアにおける地域活性化に役立てることを目的としている

市民防衛局はフィリピンの防災行政の中心を担う、国防省傘下の組織で、フィリピンで2010年に制定された「災害リスク軽減・管理法」によって、国家災害リスク軽減管理評議会の事務局に位置付けられた中心的組織である。また、市民防衛局は、同国において関係各省・研究所等と連携した防災活動計画の取りまとめ、災害リスク削減施策や防災教育の実施及び災害後の応急対応及び復旧を所掌する唯一の機関であると言える。

かかる観点から、災害脆弱性の高いフィリピンにおいて、適切なリスク軽減と同地域の地域活性化のためには、同局職員の本研修への参加が不可欠である。

国家経済開発庁（NEDA）が発表した2040年までの国家長期ビジョン「AmBisyon Natin 2040 プログラム」や、中期開発計画「フィリピン開発計画（MTPDP2017-2022）」において、防災はセクター横断的な重要事項として位置付けられていることから、本案件はフィリピンの開発政策に沿ったものである。

3. 計画概要**(1) 計画概要**

本研修では、東日本大震災からの復興過程にある東北沿岸部における地域活性化への取組、災害リスク評価、防災行政、コミュニティレベルの取組、観光政策等を学び、本研修を通じて得られた知見及び研修中に作成するアクションプランを活用し、自国内関係機関と連携して、災害による被害の最小化と災害リスクエリアの地域活性化に取り組むことが期待される。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「防災教育制度の向上」
- (3) 参加者：フィリピン市民防衛局職員1名（軍籍を有さない）を含む計8名
- (4) 計画の要約：

日本の防災教育制度、防災教育に関する日本の経験や実践、参加各国の事例の共有により、参加国における防災教育システム向上へ貢献することを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

市民防衛局は、フィリピンの防災行政の中心を担う国防省傘下の組織で、フィリピンで2010年に制定された「災害リスク軽減・管理法」によって、国家災害リスク軽減管理評議会の事務局として位置づけられた中心的組織である。この評議会には防災関連の省庁等がメンバーとして連なっているが、それらの機関を取りまとめると共に、これまでもJICAの技術協力プロジェクトの実施・個別専門家派遣などフィリピンの防災における重要な役割を担っている。

市民防衛局の役割として、発災後の緊急対応に加え、予防・軽減を含む多様な防災活動の実施及び促進を実施することが求められており、組織や人材のさらなる能力強化が必要となっている。本研修では、中央または地方の防災教育担当機関で教育行政・計画策定等を担当する職員を対象に、日本の防災教育の取組事例の紹介、優れた実践及び参加各国の事例を共有することにより、参加者の所属機関/国における防災教育システムの改善に貢献することが期待される。市民防衛局の役割に鑑みると、同局の参加は適切である。

国家経済開発庁(NEDA)が発表した2040年までの国家長期ビジョン「AmBisyon Natin 2040 プログラム」や、中期開発計画「フィリピン開発計画(MTPDP2017-2022)」において、防災はセクター横断的な重要事項として位置付けられていることから、本案件はフィリピンの開発政策に沿ったものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

兵庫県、宮城県及び熊本県の防災教育制度、大規模災害からの復興経緯などについて各地の様々な事例を学び、自国における防災教育手法だけでなく、制度設計に資する応用、活用方法を検討し、各国の防災教育システムの改善を目的とする。

(2) その他特記事項

特になし。

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「船舶安全」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員1名（軍籍を有さない）を含む計6名
- (4) 計画の要約：

船舶安全の確保と海洋汚染の防止を目的に、海事国際条約の規則要件及び内航船に対する安全基準や検査合理化について習得を図り、内航船安全規制の改善を促進し、船舶安全の確保と海洋汚染の防止に寄与する。

2. 計画の背景と必要性

エネルギー資源等物資輸送の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海上における円滑で安全な航行の確保は、我が国の安全と経済活動の安定のために極めて重要であり、その航路で起こりえる海難事案や大規模流出油事故に対して、効果的、効率的な対応を実施するには、関係各国との連携協力及び技術と経験が必要である。しかしながら、それらが十分でない開発途上国の国々においては、当該国の海域で海難や大規模流出油事故が生じた場合、当該国及びその周辺地域への多大な被害の発生や環境への深刻な影響が懸念され、特に、マラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジアの海域を利用する我が国関連船舶の航行に支障が生じるおそれもある。そのため、両海峡沿岸国をはじめとする国々を対象として海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る能力向上研修を過去30年近く実施してきた。その間東南アジア諸国を中心に我が国海上保安庁を範とする機関が設立されるなど支援の成果が現れており、継続してこれら海上保安機関の能力向上を図るとともに、自立発展を促していく必要がある。

フィリピン沿岸警備隊は、1901年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998年の大統領令により運輸省傘下の組織となった（有事の際にフィリピン国防省傘下となる可能性あり）。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、船舶安全の確保と海洋汚染の防止を目的とする当該研修には同隊からの参加が適当であると言える。

安定した治安や海上安全はフィリピンの持続的な経済成長にとって重要であると共に、地域全体の安定と繁栄に資するという認識のもと、海上安全は「フィリピン開発計画2017-2022」でも重要視されている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

国際海事機関で定められた船舶安全に関する海事国際条約を習得すると共に、条約対象船の検査及び寄港国検査の適切な執行強化を図る。また、近年、非条約対象船（内航船）の安全性の向上が強く求められていることから、内航船に対する適切

な安全基準や検査の合理化についても習得を図り、内航船安全規制の改善を促進し、船舶安全の確保と海洋汚染の防止に寄与する。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

(1) 国名：フィリピン

(2) 案件名：令和元年度技術協力プロジェクト「フィリピン沿岸警備隊船舶運用整備計画・海上法執行能力強化プロジェクト」

(3) 計画の要約：

本事業は、船舶の運用・整備計画の立案および運用に関する技術協力により、フィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard:以下「PCG」という）の海上法執行能力を強化することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

フィリピンは、世界第五位の海岸線（3.5万km）と7千以上の島々を有する島嶼国家であり、昨今、不適切な船舶運用や自然災害等による海難事故、並びに密輸や密漁、武器の違法所持、テロ等の海上犯罪のリスクが高まっている。係る事案に適切に対応すべく、同国の海上保安当局による海上法執行の重要性が一層増している。

PCGは、1901年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998年の大統領令により運輸省傘下の組織となった（有事の際にフィリピン国防省傘下となる可能性あり）。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織である。

これまで我が国は、PCGに対し、技術協力プロジェクト、無償資金協力及び有償資金協力等を通じ、PCGの法執行能力強化を支援してきた。技術協力プロジェクトでは、「海上法令執行実務能力強化プロジェクト」（2013年3月～2016年3月）、「海上法執行に係る包括的実務能力向上プロジェクト」（2016年4月～2019年4月）を実施し、海上法執行に関する海上訓練（海上法執行等の実際の現場を想定したOJT）の基礎的プログラムの構築、訓練指導員の育成等を通じて、PCGの人材の実務的な能力向上を支援した。無償資金協力では、「経済社会開発計画」（2017年度E/N調印、6億円）にて小型高速艇13隻を供与した。また、有償資金協力では、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業フェーズⅠ」（2013年E/N及びL/A調印、187億円）にて40m級の多目的船10隻を整備した他、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズⅡ）」（2016年E/N及びL/A調印165億円）では、90m級多目的船2隻の整備を進めている。

しかしながら、PCGにおいては、保有船舶数が増加する一方、保有船舶全体の運用・整備計画が策定されていないため、整備した巡視船を効果的に活用し、相乗的に法執行能力を維持拡充すべく、船舶の運用・整備計画の策定や計画の運用にかかる能力向上が重要となっている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

船舶の運用・整備計画の立案および運用に関する技術協力を通じて、PCGの海上法執行能力を強化することを目的に以下の活動を行う。

- ・ 訓練計画を加味した船舶運用に係る月間/年間計画の策定
- ・ 船舶の定期整備計画の策定
- ・ 海上訓練の実施
- ・ 船艇運航訓練・維持管理プログラムの実施
- ・ 海上法執行に係る地域間協力の促進

船舶の運用・整備計画の立案及び運用に関する技術協力を通じて、PCGの会場法執行能力が強化され、海上安全性が向上することが期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国
- (2) 案件名：平成28年度技術協力プロジェクト「ビジネス環境整備にかかる能力向上プロジェクト」における本邦研修
- (3) 参加者：ベトナム政府情報セキュリティ委員会副委員長1名（軍籍を有する）を含む計16名
- (4) 計画の要約：

本案件は、首相・副首相の意思決定のための文書を起案する首相府各部局の課長・課長補佐クラスに対し、首相・副首相が適切な決定を行うために必要な情報が、体系的かつ適時に提供できる能力を向上するための研修（本邦・現地）を実施することにより、右状況の改善を図り、同国のビジネス環境改善に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

ベトナム国は近年目覚ましい経済成長を遂げている一方、国家機関は肥大化しており、国家機関における業務所掌が重複するなど、非効率かつ複雑な状況により、行政の対応が遅延するなど、経済の高度化・多角化に行政制度が対応できていないことが国家運営の障害となっている。また、非効率かつ複雑な行政システムは、市民への適切な行政サービス提供の障害となっているのみならず、経済の高度化・多角化や民間セクターの活動を阻害している。

首相府は首相を補佐し政府機関に対する業務管理及び助言を行う機関であり、特に省庁横断的事案に対しその判断が必須となっているため、ODA事業や民間投資案件に係る意思決定につき非常に重要な役割を担っている。しかし各省庁と異なり、首相府職員自身が特定の専門性を有しているわけではなく、事務手続きとしての判断を主とするが故に、首相、副首相に対して適切な判断材料を用意して事案を上げることが十分にできておらず、首相府が効率的・効果的な意思決定を行うためには同府職員の能力向上が大きな課題となっている。かかる状況において、2016年にベトナム政府より日本政府に対し、首相府職員等の能力向上を通じたビジネス環境改善に係る技術協力への支援要請があった。

行政の効率化・合理化はベトナム政府が抱える大きな課題であり、電子政府に関する政府職員等の能力向上を通じて行政改革を促進することは、日系企業の事業環境整備にも資する等我が国の国益にも沿う。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

電子政府、日本の行政、ビジネス環境整備、市場開放を4つの柱とし、各テーマにおいて本邦研修及びベトナムにおける現地セミナーを実施する。今回実施する第

一回目の本邦研修は、現在ベトナム政府が行政手続きの効率化のために推進している「電子政府」をテーマとし、日本の電子政府政策、システム開発・構築の紹介、及びその運用と効果について、講義を実施する。本邦研修を通じ、日本における電子政府政策概要及びサイバーセキュリティ政策に係る体系的な知識を習得し、今後ベトナム政府が導入を予定している政府統計システム、政府ポータルなどに蓄積される情報の安全な管理に活用されることが期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ミャンマー連邦共和国
- (2) 案件名：令和元年度長期研修「行政能力強化」
- (3) 参加者：ミャンマー国防省職員 8 名（軍籍を有する）を含む計 9 名
- (4) 計画の要約：

本計画は、ミャンマー連邦共和国の行政官を日本国内の大学院に留学せしめ、公共政策・行政分野、防災、地域開発を含む経済社会開発分野での政策の立案・実施に必要な人材育成を支援することにより、ミャンマー政府の行政能力の向上を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

ミャンマーでは、1988年から2000年までの間、ヤンゴン大学等の主要な大学が全面的に閉鎖。2000年7月に再開したものの、大学教育の質は改善されず、優秀な行政官、研究者、企業家等の人材不足が慢性的な課題となっている。

2016年3月に発足した現政権下においては、民主化と経済改革を推進しているが、これらを実施する行政能力の向上と制度構築は引き続き大きな課題。とりわけ、公共政策・行政分野、防災、地域開発を含む経済社会開発分野での政策立案・実施において中核となる行政官の育成は急務である。ミャンマーでは各省庁はじめ、同国の経済社会開発に資する分野で軍人出身者が重要な役割を果たしており、こうしたミャンマーの行政官に対して経済社会開発分野における研修を実施することは、民主化及び経済改革の促進につながることから、ミャンマー行政官のうち、軍籍保有者についても排除せず実施する意義は大きい。

対ミャンマー経済協力方針（2012年4月）では、「国民の生活向上のための支援」「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を重点分野として定めている。また、2016年11月の二国間会談において示された「日・ミャンマー協力プログラム」において、「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」が柱の一つとされている。

本計画は、公共政策・行政分野、防災、地域開発等に関する計画・政策のあり方を、同国の政府内の行政機関で勤務する行政官が我が国で学ぶことにより、ミャンマー政府の行政能力を向上し、民主化を推進する案件として位置付けられる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本計画は、ミャンマーの行政官を日本国内の大学院に留学（修士もしくは博士課程）せしめ、公共政策・行政分野、防災、地域開発を含む経済社会開発分野での政策の立案・実施に必要な人材育成を支援することにより、ミャンマー政府の行政能力の向上を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以上

1. 基本情報

(1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国

(2) 案件名：平成29年度専門家派遣「防災行政アドバイザー」

(3) 計画の要約：

本事業は、スリランカ政府の災害管理部門において、組織強化、能力向上、防災関係機関の連携強化及び防災政策の見直しを行うことにより、頻発する災害に対する強靱化及び防災の主流化の促進を図り、同国の脆弱性軽減に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカは、地形的・気象的特徴から洪水、地滑り、干ばつ等の自然災害に対して脆弱であり、気候変動の影響も懸念されている。2016年5月の豪雨に伴うケラニ川流域等での洪水及び中部地域山間部での土砂災害では、死者100人以上、経済被害700億円以上が発生した。また、2017年5月の豪雨に伴う洪水・土砂災害では、死者200人以上という甚大な被害が発生しており、同国では、自然災害への対策が、持続的な開発を進める上での喫緊の課題となっている。

災害による被害を低減するため、スリランカ政府は、2004年に発生したスマトラ沖地震・津波を契機として、災害対策法の制定等を通じた災害対策の強化を進めているが、災害発生後の事後対応が中心であり、予防対策による被害軽減の取組が遅れている。また、関係機関が総合的に防災に取り組むための調整能力や技術力が不足している。地方レベルの防災行政については、中央政府ラインと地方自治体ラインでの役割分担や業務フローが明確化されておらず、地方防災計画に基づく適切な災害対策の推進や発災時の効率的な対応のための体制が整備されていない。

本事業は、このような状況の下、スリランカ政府の災害管理部門に長期専門家を派遣し、同部門において、組織強化、能力向上、防災関係機関の連携強化及び防災政策の更新を行うことにより、頻発する災害に対する強靱化及び防災の主流化の促進を図るために実施するものである。なお、当初専門家の派遣先は行政・災害管理・畜産開発省だったが、省庁再編に伴い2019年12月に国防省災害管理局に変更された。ただし、同局は省庁再編前の行政・災害管理・畜産開発省の業務を引継いでおり、スリランカ国軍とは組織上切り離されている。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としている。また、2017年にJICAが実施した「防災セクター情報収集・確認調査」の中で、スリランカ政府との間で今後の防災協力方針を確認して作成した「防災ロードマップ」において、本事業の必要性が確認されている。本事業はこれらの方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

長期専門家の派遣を通じ、スリランカ政府における災害管理部門の組織強化、能力向上及び防災関係機関の連携強化が図られ、防災政策が見直されることが期待される。災害管理センターを実施機関とした技術協力「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」において、防災関連機関職員の能力向上及び地方防災計画の策定・実施・展開体制構築を行うことにより、事前防災の概念の浸透及び事前防災投資の促進を図ることとしており、同技術協力の中で、本事業の成果を活用することを想定している。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：平成29年度無償資金協力「気象観測ドップラーレーダーシステム整備計画」
- (3) 計画の要約：
本事業は、スリランカ全土を観測範囲とする気象観測レーダー塔及び気象レーダー中央処理システム等を整備することにより、同国全土でのリアルタイム雨量観測に係る能力強化を図り、同国の脆弱性軽減に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカは、地形的・気象的特徴から洪水、地滑り、干ばつ等の自然災害に対して脆弱であり、気候変動の影響も懸念されている。2016年5月の豪雨に伴うケラニ川流域等での洪水及び中部地域山間部での土砂災害では、死者100人以上、経済被害700億円以上が発生した。また、2017年5月の豪雨に伴う洪水・土砂災害では、死者200人以上という甚大な被害が発生しており、同国では、自然災害への対策が、持続的な開発を進める上での喫緊の課題となっている。

スリランカにおける自然災害の90%以上は気象に起因していることから、自然災害による被害軽減のためには、気象観測・予報が重要である。同国の気象観測は、現状では地上雨量観測のみで、十分な気象観測網が構築されておらず、予警報発出や避難誘導に必要となるリアルタイムでの全島の雨量情報の把握を行っていない。したがって、洪水や土砂災害の発生危険性が高まる前に気象を予報し、予警報発出や避難誘導等できるようにするため、気象観測レーダーを整備し、リアルタイムで全島の雨量情報を把握する能力を構築することが急務となっている。

「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としている。また、スリランカ政府は、2004年に発生したスマトラ沖地震・津波を契機として、災害対策法の制定等を通じた災害対策の強化を進めているが、その一環で2017年に策定された「防災ロードマップ」（JICAが「防災セクター情報収集・確認調査」の中で、スリランカ政府とともに策定）においても本事業の必要性が確認されている。本事業はこれらの方針に合致し、実施の意義は大きく、また政策上の必要性も高い。

なお、本計画の実施機関である気象局（Department of Meteorology。以下、「DOM」という。）は気象観測を専門とし、コロンボ本部、全国19箇所の地方事務所、3箇所の空港事務所において、気象情報の収集・分析を行っている。省庁再編に伴い、DOMは2019年12月に行政・災害管理・畜産開発省の所管から国防省の所管に変更された。ただし、DOMを所管する国防省災害管理局は省庁再編前の行政・災害管理・畜産開発省の業務を引継いでおり、スリランカ国軍とは組織上切り離されている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の施設、機材等の供与を通じ、自然災害に繋がる気象現象（雨量、風向、風速、熱帯低気圧、サイクロン等）の監視能力及び気象情報の普及能力を向上することにより、同国の脆弱性軽減に寄与することを図るもの。

ア) 施設、機材等

【施設】 気象レーダー塔（2棟）

【機材】 Cバンド固体化2重偏波気象ドップラーレーダーシステム（2基）、
気象レーダー中央処理システム（1式）、気象レーダーデータ表示システム（5式）、気象データ衛星通信システム（3式）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント

詳細設計、調達施工監理、気象レーダーの保守運営、観測スケジュール作成に関する技術指導

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：平成30年度技術協力プロジェクト「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」
- (3) 計画の要約：

本事業は、土砂災害リスク評価に基づく早期警戒体制の構築や土地利用計画概念の導入等を行うことにより、スリランカの非構造物対策に係る能力の強化を図り、同国の脆弱性の軽減に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカにおいて、土砂災害は最も深刻な自然災害の一つである。同国の国土面積の2割を占め、総人口の3割が居住する中央部の山岳・丘陵地域では、急速な開墾・開発と脆弱な地質特性、急峻な地形条件から、モンスーン期の豪雨の際に急傾斜地の崩壊や地滑り等の土砂災害が頻発している。2010年、2011年、2014年、2016年及び2017年に発生した土砂災害では全土で累計約300人が犠牲となるなど、土砂災害は同国の国民の生命や財産、国内のインフラに甚大な損害を与えている。

このような状況を踏まえ、JICAは、2013年3月から、スリランカ国内で特に土砂災害被害が大きい7県を対象として、円借款「国道土砂災害対策計画」(Landslide Disaster Protection Project of the National Road Network。以下、「LDPP」という。)を実施している。同事業は、土砂災害リスクの高い主要国道の斜面への対策工の実施や早期警報システム機材の導入により、同国の基盤インフラである国道の土砂災害リスクを軽減し、道路網と周辺住民の生活の安全性の強化を通じて、同国の経済社会開発に寄与するものである。本事業の実施機関である国家建築研究所(National Building Research Organization。以下、「NBRO」という。)は、LDPPに技術支援機関として参画し、技術的助言を提供している。

一方、スリランカでは、主要国道及び近隣住民に対する土砂災害リスクの更なる低減のため、非構造物対策の更なる推進を図る必要があり、本事業はそのための取組を実施するものである。なお、本事業の実施機関であるNBROは、省庁再編に伴い、2019年12月に行政・災害管理・畜産開発省の所管から国防省の所管に変更された。ただし、NBROを所管する国防省災害管理局は省庁再編前の行政・災害管理・畜産開発省の業務を引継いでおり、またスリランカ国軍とは組織上切り離されている。

スリランカ政府は、2004年12月に発生したインド洋大津波を契機として、防災対策を政策上の重要課題として位置付け、新たに災害対策法及び「国家災害対策管理計画」を制定・策定する等、積極的に災害対策に取り組んでいる。また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」でも、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、土砂災害の適切なハザード分析・リスク評価に基づく NBRO の非構造物対策の能力を強化するもの。

- ア) 専門家派遣：総括、土砂災害対策、施設計画、災害データ管理、リスク評価、マッピング、土地利用計画、開発規制、早期警報発令、土砂災害監視、予報、業務調整、研修計画
- イ) 研修員受入れ：土地利用規制、開発計画、早期警報発令、リスク評価、マッピング
- ウ) 機材供与：雨量解析用ワークステーション

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和元年度技術協力プロジェクト「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」
- (3) 計画の要約：

本事業は、スリランカの防災関連機関職員の能力向上及び地方防災計画の策定・実施・展開体制構築を行うことにより、事前防災の概念の浸透及び事前防災投資の促進を図り、同国の脆弱性軽減に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

スリランカは、地形的・気象的特徴から洪水、地滑り、干ばつ等の自然災害に対して脆弱であり、気候変動の影響も懸念されている。2016年5月の豪雨に伴うケラニ川流域等での洪水及び中部地域山間部での土砂災害では、死者100人以上、経済被害700億円以上が発生した。また、2017年5月の豪雨に伴う洪水・土砂災害では、死者200人以上という甚大な被害が発生しており、同国では、自然災害への対策が、持続的な開発を進める上での喫緊の課題となっている。

災害による被害を低減するため、スリランカ政府は、2004年に発生したスマトラ沖地震・津波を契機として、災害対策法の制定等を通じた災害対策の強化を進めている。また、2013年には、防災主流化を目指し、「国家災害管理計画」(National Disaster Management Plan。以下、「NDMP」という。)を策定し、行政レベル別・セクター別災害管理計画の策定、各種委員会の設置等を規定した。さらに、NDMPのアクションプランとして「国家総合災害管理プログラム」(Sri Lanka Comprehensive Disaster Management Program。以下、「SLCDMP」という。)を策定し、NDMPの実施に際して生じる具体的課題及び対応策、担当機関、必要予算額、実施時期、評価指標等を明示した。しかし、SLCDMPに明示されている多くの事業は、スリランカ政府内で未承認又は予算配賦未了のままとなっている。また、地方においても、依然として災害発生後の事後対応が中心で、事前防災投資や防災の視点を取り入れた開発は進んでいない。

このような状況の下、本事業は、上記の経緯を踏まえ、防災関連機関職員の能力向上及び地方防災計画策定・実施・展開体制構築を行うことにより、事前防災の概念の浸透及び事前防災投資の促進を図り、災害リスクを削減するものである。なお、本事業の実施機関である災害管理センターは、省庁再編に伴い、2019年12月に行政・災害管理・畜産開発省の所管から国防省の所管に変更された。ただし、災害管理センターを所管する国防省災害管理局は省庁再編前の行政・災害管理・畜産開発省の業務を引継いでおり、スリランカ国軍とは組織上切り離されている。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、

政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

地方防災計画の策定を通じて、防災主流化及び防災事前投資を促進するメカニズムをケラニ川流域で試行し、強化することを図るもの。主な活動は以下のとおり。

ア) 専門家派遣：総括、防災、流域管理、災害リスク評価、防災研修プログラム、治水計画、水資源管理、地方防災計画、開発計画、防災投資、防災事業実施監理

イ) 研修員受入れ：防災主流化促進、事前投資促進、流域管理、地方防災計画

なお、国防省災害管理部に配属中の JICA 長期専門家「防災政策アドバイザー」がカル川流域の地方防災計画策定を支援している。本事業では、その知見を、ケラニ川流域における地方防災計画策定に活用する。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和元年度技術協力プロジェクト「スリランカにおける降雨による高速長距離土砂流動災害の早期警戒技術の開発」

(3) 計画の要約：

本事業は、高速長距離土砂流動（Rain-Induced Rapid Long-Travelling Landslides。以下、「RRLL」という）の発生・流動過程の評価技術開発や、リスクコミュニケーションの強化を行うことにより、RRLLに対する早期警戒能力の強化を図り、同国の脆弱性軽減に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

スリランカにおいて、土砂災害は最も深刻な自然災害の一つである。同国の国土面積の2割を占め、総人口の3割が居住する中央部の山岳・丘陵地域では、急速な開墾・開発と脆弱な地質特性、急峻な地形条件から、モンスーン期の豪雨の際に急傾斜地の崩壊や地すべり等の土砂災害が頻発している。2010年、2011年、2014年、2016年及び2017年に発生した土砂災害では全土で累計約300人が犠牲となるなど、土砂災害は同国の国民の生命や財産、国内のインフラに甚大な損害を与えている。

スリランカ国内での土砂災害に対する構造物対策及び非構造物対策の実施は、国家建築研究所（National Building Research Organization。以下、「NBRO」という。）が担っている。NBROは、土砂災害リスクへの対応に係る提言、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害警戒情報の発令、丘陵地帯の土地利用及び開発規制への技術支援、土地開発者や土地利用者への啓発活動及び教育、災害救助、災害復旧復興、被災者の再定住等の業務を行っている。

一方、スリランカで2016年及び2017年に発生した土砂災害は、従来考慮されていなかったRRLLの影響が大きかったが、同現象の発生予測は困難であり、その早期警戒の実施が課題となっている。

本事業は、このような状況の下、RRLLに対する早期警戒技術をスリランカ政府と共同開発するものである。なお、本事業の実施機関であるNBROは、省庁再編に伴い、2019年12月に行政・災害管理・畜産開発省の所管から国防省の所管に変更された。ただし、NBROを所管する国防省災害管理局は省庁再編前の行政・災害管理・畜産開発省の業務を引継いでおり、スリランカ国軍とは組織上切り離されている。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としている。本事業はこれらの方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、パイロットサイト2地域において、新たに開発された技術によるRLLの早期警戒能力の強化を図るもの。

- ア) 専門家派遣：総括、人材育成、社会実装、RLLの発生運動予測技術開発、リスク情報伝達、住民教育等
- イ) 研修員受入れ：斜面豪雨、RLLの発生運動予測等
- ウ) 機材供与：斜面豪雨予測ソフト、高速広域土砂発生移動範囲予測システム、地すべりシミュレーションソフト、AR用情報端末等

なお、本事業は地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development：SATREPS）として実施され、国際斜面災害軽減機構が日本側の研究代表機関となり、海洋研究開発機構、京都大学、森林研究・整備機構、高知大学が共同研究機関となる。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和元年度日本 NGO 連携無償資金協力「スリランカ国の災害対応における官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化事業」
- (3) 参加者：スリランカ国軍職員 28 名（軍籍を有する）を含む計 50 名
- (4) 計画の要約：
本計画は、軍関係者とボランティア参加者による搜索救助訓練により、官民連携を図り、同国の災害時の緊急対応の能力強化に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカにおける主要な自然災害は洪水（56%）であり、次に干ばつ（18%）、地滑り（16%）、風害（10%）と続く。この 40 年間の自然災害被災者数の平均は毎年約 90 万人となっている。特に 2016 年は、温帯低気圧により全国 25 県のうち 22 県が洪水や地滑りの被害を受け、被災者は 30 万人以上に及ぶ大災害となった。

これらの自然災害は国民の日常生活のみならず多くの企業の工場設備が浸水して稼働不能となり、同国の社会・経済的損失は災害の都度甚大となるため、民間セクターを含む地域社会全体で災害対応のために備える必要性はますます高まっている。

本事業の目的は、スリランカ国内で、マルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害対応も可能な持続的な基盤をコロンボのみならず地方部においても強化することである。中央のコロンボにおいては、これまでの活動により災害対応の基盤が機能しているが、地方部においては特に緊急対応における人材育成、能力強化に未だ課題を抱えているなど、度重なる全国各地での大規模な災害に対して、まだ十分に対応できる体制を整備するまでには至っていない。

こうした課題に対処するため、本事業は、中央レベルにおいて引き続き政府と民間の連携を強化し、政府機関やより多くの民間企業、青少年ボランティア団体、NGO、国連機関との質の高い連携の実現に加え、それらのネットワークを地方部でもさらに強化することを目指すものである。なお、本事業は水難救助に特化した災害時の緊急対応における官民連携の促進を図るものであり、搜索救助において重要な役割を担うスリランカ国軍関係者が参加することは研修の目的に照らして妥当である。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面での取り組みを支援する」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

軍関係者及び一般ボランティアメンバーに対する水難救助訓練を通じ、緊急対応

能力とマルチアクター間の連携を強化するとともに、地方部における訓練指導員を養成する。なお、本事業は日本 NGO 連携無償資金協力として一般社団法人アジアパシフィックアライアンスが現地に設立した団体 A-PAD スリランカと協働して実施する。また、現地防災省・国防省・セイロン商工会議所と連携する。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和元年度国別研修「違法薬物の使用防止強化」
- (3) 参加者：国家危険薬物管理局職員3名（軍籍を有さない）を含む計9名
- (4) 計画の要約：

本事業は、日本の違法薬物対策（未然使用・再使用防止）に係る政策・制度の共有等により、スリランカの違法薬物の使用防止に係る能力の強化を図り、質の高い成長に必要とされる社会の安定に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカでは、近年薬物犯罪が増加傾向にある。2017年には約8万人が違法薬物犯罪で検挙されており、検挙数は直近4年間で約23%増加している。特に、若年層による違法薬物犯罪の増加が顕著であり、2017年の検挙者数のうち、24歳以下の検挙率は全体の約40%を占める（国家危険薬物管理局「Handbook of Drug Abuse Information 2018」）。同国では、違法薬物使用が重大な犯罪であると認識されている一方で、違法薬物使用の未然防止・再使用防止に係る体制は不十分であり、違法薬物の使用を未然に防ぎ、薬物使用者の更生を図るための体制強化が喫緊の課題となっている。

2018年、シリセーナ大統領（当時）は、スリランカの違法薬物使用の状況が深刻化していることを踏まえ、日本政府に対して違法薬物対策に係る支援要請を行っており、本事業は同要請を受けて日本が実施している支援の一環。なお、国家危険薬物管理局は国防省傘下の組織であるものの、薬物使用防止のための啓発並びに薬物依存症に係る治療及びリハビリテーションを行うことを主目的とした専門的機関であり、本研修の内容及び目的に鑑み、同局からの参加は適当と言える。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「保健・医療などの分野を中心として関連施設の整備や能力強化などの社会サービス基盤の改善支援を行う」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

研修員受入を通じ、日本の関連省庁・機関の視察、日本の違法薬物対策に関する政策・制度、啓発・更生の取組に係る講義及び議論を実施する。これにより、本事業参加者が日本の違法薬物の使用防止に係る取組を理解することで、スリランカにおいて違法薬物の使用防止を担う機関の能力向上が期待される。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「薬物犯罪取締」
- (3) 参加者：スリランカ警察職員2名（軍籍を有さない）を含む計26名
- (4) 事業の要約：

本事業は、薬物犯罪の情勢や取締りに関する日本及び参加国の知見・経験の共有や、薬物犯罪の国際的な取締りネットワークの強化により、スリランカの薬物犯罪取締りに係る能力の強化を図り、質の高い成長に必要とされる社会の安定に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカでは、近年薬物犯罪が増加傾向にある。2017年には約8万人が違法薬物犯罪で検挙されており、検挙数は直近4年間で約23%増加している。特に、若年層による違法薬物犯罪の増加が顕著であり、2017年の検挙者数のうち、24歳以下の検挙率は全体の約40%を占める（国家危険薬物管理局「Handbook of Drug Abuse Information 2018」）。同国では、違法薬物使用が重大な犯罪であると認識されている一方で、薬物犯罪取締り担当官の能力は不十分であり、違法薬物の蔓延を防ぐため、薬物犯罪に係る捜査・取締り能力の強化が喫緊の課題となっている。2018年、シリセーナ大統領（当時）は、スリランカの違法薬物使用の状況が深刻化していることを踏まえ、日本政府に対して違法薬物対策に係る支援要請を行っており、本事業は同要請を受けて日本が実施している支援の一環。なお、スリランカ警察は国防省傘下の組織であるものの、法執行及び全国自治体の治安・秩序の維持に関わる業務を実施しており、業務の内容を踏まえれば、実質的には我が国の警察等の文民組織と同様の業務を専門的に担う機関であると考えられ、本研修の内容及び目的に鑑み、スリランカ警察からの参加は適当と言える。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「同国の抱える脆弱性への対応が求められる」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

研修員受入を通じ、都道府県警察及び科学警察研究所等の視察や、薬物犯罪取締りにおける効果的な国際協力に関する討論を実施し、日本の薬物犯罪取締りに係る知見・経験を共有するとともに、参加者間のネットワーク構築を行う。本事業参加者が日本の薬物犯罪取締りに係る取組を理解することで、スリランカにおいて薬物犯罪取締りを担う機関の能力向上が期待される。また、研修参加各国間の協力関係構築が促進され、薬物犯罪取締りに関する国際的なネットワークの強化が期待される。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

(1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国

(2) 案件名：令和元年度国別研修「移行期の正義における司法人材能力強化」

(3) 参加者：スリランカ警察職員1名（軍籍を有さない）を含む計9名

(4) 計画の要約：

本事業は、日本の刑事司法手続きに係る知見の共有により、スリランカの刑事司法手続きの迅速化を図り、質の高い成長に必要とされる社会の安定に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカでは、2009年に国内紛争が終結して以降、国民和解メカニズムが推進されており、国内紛争中の犯罪に対する刑事処罰の在り方が論点の一つとなっている。同国の刑事司法手続きにおいては判決までに15年以上の期間を要する場合もあり、犯罪の適正な処罰、被害者・証人の保護及び被告人の人権保障の観点から、刑事司法手続きの迅速化が喫緊の課題となっている。

スリランカ警察は国防省傘下の組織であるものの、法執行及び全国自治体の治安・秩序の維持に関わる業務を実施しており、業務の内容を踏まえれば、実質的には我が国の警察等の文民組織と同様の業務を専門的に担う機関であると考えられ、本研修の内容、目的に鑑み、スリランカ警察からの参加は適当と言える。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「紛争後の同国の国民和解に向けた取組と経済・社会発展を促し、南アジア地域全体の民主主義の定着と安定に大きく寄与する」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、また政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

研修員受入を通じ、東京地方裁判所及び警察庁科学警察研究所等の視察、刑事司法手続きに関する議論、スリランカにおける刑事司法手続きの遅延要因と対策の検討等を行う。本事業参加者が日本の刑事司法手続きを理解することで、スリランカにおいて、刑事司法手続きの迅速化に向けて関係機関の能力向上及び連携促進が期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「国際テロ対策」
- (3) 参加者：スリランカ警察職員2名（軍籍を有さない）を含む計32名
- (4) 計画の要約：

本事業は、日本の国際テロ対策の紹介や、参加国のテロ情勢及び対策の共有等により、スリランカの国際テロ対策能力の強化を図り、質の高い成長に必要とされる社会の安定に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

スリランカでは2009年まで約26年間にわたり国内紛争が継続していたものの、同紛争終結後は大規模なテロ事案は発生せず、同国は順調な経済成長を続けてきた。

そのような中、2019年4月21日、コロンボ等複数の都市の計8か所で、ホテルやキリスト教会を標的とした同時爆破テロ事案が発生した。同テロ事案の死者は約250名（内、邦人1名）、負傷者は約500名に上り、2011年9月11日の米国同時多発テロ発生以降、最大規模のテロ事案となった。テロ事案発生後、スリランカ政府は国内の警備を強化するなど対応を進めているが、今般顕在化したテロ発生リスクの中で、テロ再発を防止することが同国政府の喫緊の課題となっている。

本事業は、スリランカにおいてテロ対策を実施する機関の一つであるスリランカ警察を対象として研修を実施することにより、同国のテロ対策の強化を図るものであり、同国が現在直面する治安上の課題を解決し、今後の経済社会開発に貢献するものである。スリランカ警察は国防省傘下の組織であるものの、法執行及び全国自治体の治安・秩序の維持に関わる業務を実施しており、業務の内容を踏まえれば、実質的には我が国の警察等の文民組織と同様の業務を専門的に担う機関であると考えられ、本研修の内容及び目的に鑑み、スリランカ警察からの参加は適当と言える。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国別開発協力方針」では、「紛争後の同国の国民和解に向けた取組と経済・社会発展を促し、南アジア地域全体の民主主義の定着と安定に大きく寄与する」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 事業概要**(1) 事業概要**

研修員受入を通じ、都道府県警察の訪問や重要施設の警備状況の視察、国際テロ対策関連の国際協力に係る討論等を実施し、日本の国際テロ対策を共有するとともに、参加者間のネットワーク構築を行う。

本事業参加者が日本における国際テロ対策を理解することで、スリランカにおいて国際テロ対策を担う機関の能力向上が期待される。また、研修参加各国間の協力関係

構築が促進され、テロに対する国際的な対策ネットワークの強化が期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

(1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国

(2) 案件名：令和元年度無償資金協力「経済社会開発計画」

(3) 計画の要約：

本事業は、スリランカ政府に対し、日本製のテロ・治安対策機材を供与することにより、同国のテロ・治安対策の強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカでは2009年まで約26年間にわたり国内紛争が継続していたものの、同紛争終結後は大規模なテロ事案は発生せず、同国は順調な経済成長を続けてきた。そのような中、2019年4月21日、コロンボ等複数の都市の計8か所で、ホテルやキリスト教会を標的とした同時爆破テロ事案が発生した。同テロ事案の死者は約250名（内、邦人1名）、負傷者は約500名に上り、2011年9月11日の米国同時多発テロ発生以降、最大規模のテロ事案となった。テロ事案発生後、スリランカ政府は国内の警備を強化するなど対応を進めているが、今般顕在化したテロ発生リスクの中で、テロ再発を防止することが同国政府の喫緊の課題となっている。

本事業は、スリランカにおいてテロ対策を実施する機関の一つであるスリランカ警察、また不特定多数の人物が多数集まる空港を管理するスリランカ空港公社に対して、日本製のテロ対策機材を供与することにより、同国のテロ・治安対策の強化を図るものであり、同国が現在直面する治安上の課題を解決し、今後の経済社会開発に貢献するものである。スリランカ警察は国防省傘下の組織であるものの、法執行及び全国自治体の治安・秩序の維持に関わる業務を実施しており、業務の内容を踏まえれば、実質的には我が国の警察等の文民組織と同様の業務を専門的に担う機関であると考えられる。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「紛争後の同国の国民和解に向けた取組と経済・社会発展を促し、南アジア地域全体の民主主義の定着と安定に大きく寄与する」としており、本事業は本方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

スリランカ警察及びスリランカ空港公社に対する日本製のテロ・治安対策機材の供与を通じ、スリランカ国内におけるテロ発生の防止及び治安向上を図るもの。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) 案件名：平成25年度技術協力プロジェクト「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト」における本邦招聘
- (3) 参加者：バングラデシュ国防省（MOD）職員2名（軍籍を有さない）、同省傘下のバングラデシュ測量局（SOB）職員6名（軍籍を有さない）（参加者は計8名）
- (4) 計画の要約：
国家空間データ基盤（NSDI）、統合型GIS、電子基準点など、バングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh：SOB）が整備を計画している事業に関する日本の技術と事例について、関係機関・企業における視察や意見交換を行う。

2. 計画の背景と必要性

バングラデシュ政府は2021年までの中所得国入りを目指し、インフラ強化、ガバナンス強化、貧困削減等の課題に取り組んでいる。近年、バングラデシュは年間8%程度の経済成長を遂げており、1億6千万人の新たな市場として、その持続的かつ安定的な成長は、我が国を含むアジアの持続的な成長にとって重要性を増している。このように、今後膨大なインフラ需要が見込まれる同国において、インフラ強化を含む国家開発計画の効率的実施は喫緊の課題である。

このような状況において、同国にとり最大の二国間援助供与国である我が国が先方政府の開発政策に沿って継続的に必要な支援を行うことは、同国との関係を更に緊密化させる上で極めて重要である。本研修を通じて、バングラデシュにおける測量や地図作成の高精度化・効率化に資する関係機関の能力を強化することにより、同国における膨大なインフラ需要に対応する基盤の整備に貢献するとともに、投資環境改善に繋がり、我が国と経済関係の深化に寄与することからも外交的意義が大きい。

バングラデシュでは、国土の開発・保全、災害管理等に必要な地形図の整備が課題となっており、我が国は、1990年代から、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関である SOB に対し、測地基準点網の整備、印刷装置の導入、地図情報の整備など、地理空間情報整備にかかる協力を継続して実施してきた。SOB は、国防省傘下に位置付けられるものの、その業務はバングラデシュの測量法において定められ、地形測量による国土基本図の作成、基準点の運用等の民生業務である。また、SOB は、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関であることから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

SOB では、JICA および国土地理院の支援のもと、国土の基盤図となる全国1:25,000地形図を2018年に完成し、現在政府関係機関で地理空間情報を共有活用する国家空間データ基盤（NSDI）の構築に取り組んでいる。さらに、日本の無償資

金協力による電子基準点の拡充整備が 2020 年内に開始される予定である。

本招聘は、軍籍を有さない 2019 年 1 月に着任した現測量局長および関係職員に対し、測量・地図分野における技術的知識や日本における先進事例の知見を獲得する機会を提供すると共に、これまでの JICA との協力事業の経緯や今後の計画に対する理解を深める目的で実施するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

バングラデシュにて計画されている NSDI や電子基準点等の関する日本の技術と事例を視察し、正確な地理空間情報の整備・更新手法や、地形図の利活用促進策を理解することで、バングラデシュにおけるインフラ整備及び防災・災害管理の効率化、高精度化が期待される。主な活動は以下のとおり。

- ・ NSDI、統合型 GIS、電子基準点など、バングラデシュ測量局が整備を計画している事業に関する日本の技術と事例を視察する。
- ・ 国土地理院ほか、これまでバングラデシュ測量局における支援に携わってきた主な機関を訪問し、測量・地図分野における二国間協力の経緯と今後の計画に関する理解を深める。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」
- (3) 参加者：バングラデシュ国防省傘下のバングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh, SOB）職員2名（軍籍を有さない）を含む計10名
- (4) 計画の要約：

衛星測位の方法及び日本における Global Navigation Satellite System (GNSS) 連続観測システムの利活用状況を共有することにより、自国の状況に適した管理のあり方とその利活用方策を策定できる人材の育成を図り、もって同国の国家基準点管理の効率化と利活用を図る。

2. 計画の背景と必要性

バングラデシュ政府は2021年までの中所得国入りを目指し掲げ、インフラ強化、ガバナンス強化、貧困削減等の課題に取り組んでいる。近年、バングラデシュは年間8%程度の経済成長を遂げており、1億6千万人の新たな市場として、その持続的かつ安定的な成長は、我が国を含むアジアの持続的な成長にとっての重要性を増している。今後膨大なインフラ需要が見込まれる同国において、インフラ強化を含む国家開発計画の効率的実施は喫緊の課題である。

このような状況において、同国にとり最大の二国間援助供与国である我が国が先方政府の開発政策に沿って継続的に必要な支援を行うことは、同国との関係を更に緊密化させる上で極めて重要である。本研修を通じて、バングラデシュにおける測量や地図作成の高精度化・効率化に資する関係機関の能力を強化することにより、同国における膨大なインフラ需要に対応する基盤の整備に貢献するとともに、投資環境改善に繋がり、我が国と経済関係の深化に寄与することから外交的意義が大きい。

バングラデシュでは、国土の開発・保全、災害管理等に必要な地形図の整備が課題となっており、我が国は、1990年代から、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関であるバングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh : SOB）に対し、測地基準点網の整備、印刷装置の導入、地図情報の整備など、地理空間情報整備にかかる協力を継続して実施してきた。こうした協力の成果により、SOB職員による地形図作成能力は飛躍的に向上した一方で、これまで導入されてきた技術の定着や、正確な地理空間情報の整備・更新、今後の地形図の利活用促進や関連する法制度の整備のためにはSOBの更なる組織強化が必要とされている。

SOBは、国防省傘下に位置付けられるものの、その業務はバングラデシュの測量法において定められ、地形測量による国土基本図の作成、基準点の運用等の民生業務である。また、SOBは、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関であることから、本研修の対象機関とするものの合理性は認められる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

近年、測位衛星を活用する測量機器の普及によって、国家基準点として GNSS による連続観測システムの導入が世界各国で進んでいるが、多くの開発途上国では、正確な位置の基準を与えるべき国家基準点が維持管理されていないことや、そもそもの国家基準点の数が不足していることが原因で、様々な地理空間情報の利活用に関わる問題が存在する。

本研修は、そうした現状を受けて、20 年近い GNSS システムの運用経験を持つ国土交通省国土地理院の協力を得て、途上国の国家測量・地図作成機関の職員を対象とし、自国の状況に適した国家基準点管理の在り方を学ぶとともに、その利活用にかかる業務改善計画(アクションプラン)を策定し、自国の国家基準点網整備に貢献できる人材の育成を目的として、実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」
- (3) 参加者：バングラデシュ測量局職員1名(軍籍を有さない)を含む計11名
- (4) 計画の要約：

国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材を養成することを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

近年、バングラデシュの経済発展に伴い、同国への日本企業の進出は増加傾向にあり、我が国との経済関係は年々深化している。本研修への参加を通じて、国土の開発・保全、災害管理等の事業に必要な高精度かつ最新の地形図を作成する能力を向上させ、バングラデシュ政府や民間によるインフラ開発や土地利用、都市開発、防災等の計画作成・管理の効率化を促進させることは、同国の投資環境の改善に繋がり、我が国と同国の経済関係の深化に寄与することからも外交上意義が大きい。

バングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh：SOB）は、国防省傘下に位置付けられるものの、その業務はバングラデシュの測量法において定められ、地形測量による国土基本図の作成、基準点の運用等の民生業務である。また、SOBは、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関であることから、本研修の対象機関とするものの合理性は認められる。

バングラデシュでは、国土の開発・保全、災害管理等に必要な地形図の整備が課題となっており、我が国は、1990年代から、SOBに対し、測地基準点網の整備、印刷装置の導入、地図情報の整備など、地理空間情報整備にかかる協力を継続して実施してきた。こうした協力の成果により、SOB職員による地形図作成能力は飛躍的に向上した一方で、これまで導入されてきた技術の定着や、正確な地理空間情報の整備・更新、今後の地形図の利活用促進や関連する法制度の整備のためにSOBの更なる組織強化が必要とされている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

地理空間情報は国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であるという事実を踏まえ、開発途上の各国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材を養成することを目的として実施するもの。具体的には、測量行政の制度・課題、測量事業計画・管理のためのマネジメント手法、基準点測量、地理情報システム等に関する講義、実習、視察、討論を通じ、参加者の地図行政における政策形成と業務改

善を実施する能力向上を目指す。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) 案件名：令和元年度技術協力プロジェクト「国家地理空間情報整備支援プロジェクト」
- (3) 計画の要約：
本計画は、バングラデシュにおける国土空間データ基盤（NSDI）構築のため、バングラデシュ側の関係機関に対して、NSDIに係る概念や価値の理解の促進、実施体制強化支援、地理情報標準国内規格化に向けた共通ルール整備支援、NSDI システム（サーバー）の拡張支援を実施することで、NSDI の管理主体であるバングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh : SOB）と関係機関の NSDI 構築や利活用に係る組織能力強化を図り、もって主要な政府機関による NSDI を通じた地理空間情報の適切かつ効率的な管理と利用に寄与するものである。

2. 計画の背景と必要性

バングラデシュ政府は2021年までの中所得国入りを目標に掲げ、インフラ強化、ガバナンス強化、貧困削減等の課題に取り組んでいる。近年、バングラデシュは年間8%程度の経済成長を遂げており、1億6千万人の新たな市場として、その持続的かつ安定的な成長は、我が国を含むアジアの持続的な成長にとっての重要性を増している。今後膨大なインフラ需要が見込まれる同国において、インフラ強化を含む国家開発計画の効率的実施は喫緊の課題である。

このような状況において、同国にとり最大の二国間援助供与国である我が国が先方政府の開発政策に沿って継続的に必要な支援を行うことは、同国との関係を更に緊密化させる上で極めて重要である。

本計画を通じて、バングラデシュにおける地理空間情報の管理・更新・共有・利活用に関する関係機関の能力を強化することにより、同国における膨大なインフラ需要に対応する基盤データの整備に貢献するとともに、投資計画策定の環境改善に繋がり、我が国と経済関係の深化に寄与することからも外交的意義が大きい。

当国政府は「デジタルバングラデシュ 2021」を掲げ、デジタル技術の普及と最新技術の利活用を目指していくことを方針としている。同政策のもと、2016年6月に開催された「デジタルバングラデシュのための NSDI セミナー」においてハシナ首相が NSDI 整備のための法令と組織体制の早期整備を、SOB を所管する国防省に指示した。これを受けて、NSDI 実現に向けた取組が着実に行われてきている。本事業は、こうした状況を踏まえ、NSDI 整備の達成及び適切かつ効率的な利活用の推進を目的とし、NSDI 整備にかかる人材及び組織に対し、技術移転及び組織能力強化を行うものである。

SOB は、国防省傘下に位置付けられるものの、その業務はバングラデシュの測量法において定められ、地形測量による国土基本図の作成、基準点の運用等の民生業

務である。また、SOB は、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関であることから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

(※) NSDI 構築構想：全省庁の政府機関の保有する地理空間情報を共有する構想

3. 計画概要

(1) 計画概要

NSDI に係る概念や価値が関係機関により理解され、NSDI 構築や利活用に係る体制の強化、地理情報標準を踏まえた NSDI の共通ルールの確立、NSDI プラットフォーム（サーバー）の機能拡張を通して、SOB と関係機関の NSDI 構築や利活用に係る能力が強化され、バングラデシュにおいて地理空間情報を扱う主要な政府機関が NSDI を通じて地理空間情報を適切かつ効率的に管理・利用されることが期待される。主な活動は以下のとおり。

- ・各機関が所有する地理空間情報が整理され、各機関の地理空間情報の利活用計画の作成および実現するためのアクションプランが策定され、関係機関と共有される。
- ・メタデータ、データ品質管理、製品仕様書作成のためのガイドラインを作成支援し、ガイドラインをもとに各機関にて地理情報標準が作成される。
- ・NSDI プラットフォームとして活用していくために、バングラデシュの既存システムであるジオポータル機能が拡張される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「気象業務能力向上」
- (3) 参加者：バングラデシュ気象局職員1名（軍籍を有さない）を含む計9名
- (4) 計画の要約：
各国の気象水文機関職員を対象に、数値予報・気象衛星・気候情報並びにこれらを活用した気象情報作成手法の習得を通じた途上国の気象業務能力向上及び防災能力強化を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

バングラデシュを含む多くの開発途上国では、気象水文機関における気象情報の収集・解析・活用能力が不足している実態にあるが、特に地球温暖化によるあらゆる自然災害が頻発している昨今においては、同機関が適切に気象情報を整備・提供し、災害被害軽減を図ることが、国民に広く裨益するものといえる。

バングラデシュ気象局（Bangladesh Meteorological Department: BMD）は、バングラデシュ国防省の傘下機関として位置づけられていると共に、同国唯一の国家気象水文機関である。世界気象機関（WMO）にも加盟しており、同国の気象情報の整備・提供及びサイクロン、高潮等の警報を発出する等の防災関連業務を一元的に実施している。

本研修は各国の気象水文機関職員を対象としており、バングラデシュ気象局は、本課題別研修の対象機関に相当する。また、本研修を通じた人材育成により、安定的な国民生活の確保及び災害対策の強化が期待される。

バングラデシュは、地理的特性から、洪水、河岸浸食、高潮、サイクロン、竜巻といった災害が発生するが、堤防等の防災関連インフラや予警報に必要な施設の運営管理能力が不足しており、当分野は重点分野として位置づけられている。

3. 計画概要**(1) 計画概要**

本研修は、世界でも先進的な気象予測技術を誇る我が国気象庁の協力のもと、数値予報・気象衛星・気候情報並びにこれらを活用した気象情報作成手法の習得を目的に実施しており、途上国の気象業務能力向上及び防災能力強化への貢献が期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「航空保安セミナー」
- (3) 参加者：モルディブ国防省職員1名（軍籍を有する）を含む計8名
- (4) 計画の要約：

本研修は、民間空港に対するテロ等の不法介入行為を防止するために、航空保安に関する知識・経験の向上を通じて途上国の保安体制を強化することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

航空の安全を脅かすハイジャックやテロ行為は現在も絶えることはなく、これに対し国際民間航空機関（ICAO）をはじめ国際社会は各国の一致した対応を求めているが、知識や経験の不足から十分な対応をとることができない途上国は多く、支援が必要とされている。

このような背景を踏まえ、本研修では、航空会社による保安対策、貨物の保安確保、保安検査機器の導入例、保安検査員への教育、国家としての監督体制の確立と品質管理の実施、危機管理対応、国際的な動向等を習得し、参加各国の航空保安対策の改善と向上に貢献することを目的とする。

モルディブ国防省航空コマンドは、モルディブ全土（三つの国際空港と九つの国内線空港）におけるセキュリティと安全運航を確保する責務を唯一負っており、本研修への参加機関として適切と考えられる。

モルディブでは、観光業を中心に国内外の人や物の移動が活発化する中で、薬物の流入やテロ対策が喫緊の課題となっている。本事業はこうした現地の課題に合致したものであり、実施の意義は大きい。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本コースは、ICAO の定めるルール、航空保安体制や対策等について座学を通じて習得し、保安検査手法や各種事案発生時の対応等について実技訓練や訓練実習を通じて習得することを通じて、その成果が各国で共有され航空保安対策の改善と向上に貢献する。

(2) その他特記事項

特になし。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：キルギス、トルクメニスタン
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災行政」
- (3) 参加者：キルギス非常事態省職員2名（軍籍を有する）、トルクメニスタン民間防衛・救助活動総局職員2名（軍籍を有する）を含む計8名
- (4) 計画の要約：
防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体の防災分野における課題解決能力の強化、当該地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

我が国同様に自然災害が多発する中央アジア・コーカサス地域諸国において、防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体が、防災分野の課題解決能力を強化するとともに、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することは喫緊の課題である。そのため、2004年からJICA課題別研修「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」を中央アジア・コーカサス地域諸国の中央政府及び地方政府において防災行政を担当する一般行政官及び技術系行政官に対して実施している。

【キルギス】

キルギス非常事態省は、同国政府における中央防災機関という位置付けである。中央政府及び自治体レベルにおける防災に関連した政策整備や事業推進を通じ、地滑り、地震等の災害に係る被害軽減を図るためには、同省の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

【トルクメニスタン】

トルクメニスタン民間防衛・救助活動総局は、国防省傘下の部局であるが、同国政府における中央防災機関として、国内の各省・研究所等と連携した防災活動計画の取りまとめ、災害リスク削減施策や防災教育の実施等を所掌しており、軍事業務は含まれていない。中央政府及び自治体レベルにおける政策整備、事業推進を通じ、地震を中心とした災害にかかる被害軽減を図るためには、同局の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

中央アジアは、貧困、環境、水資源、防災、テロ・麻薬など、その解決には人間の安全保障の理念に基づいた地域的協力を必要とする課題を抱えている。2014年7月の「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合において採択された共同声明において、農業、防災、アフガニスタン情勢を見据えた麻薬対策・国境管理等の分野での地域協力を促進することで一致している。

3. 計画概要

(1) 計画概要

参加国の防災分野における行政能力の強化、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することを目的として、参加者が、2005年の兵庫行動枠組の優先行動及び2015年の仙台防災枠組に沿って自国の現状と課題を分析した上で、本邦研修を通じて所属機関における防災体制の改善策を策定するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2020年4月28日

1. 基本情報

- (1) 国名：ホンジュラス
- (2) 案件名：平成30年度ノンプロ見返り資金事業「フアナライネス公園3広場整備計画」
- (3) 計画の要約：

本協力は、フアナライネス公園の整備を通し、子どもや若者を中心とした公園利用者に、環境教育、レクリエーション、スポーツ及び文化を促進する場が提供されることにより、テグシガルパ市の治安維持及び多くの野生動物が生息する同丘を覆う森林の保護を図り、もって同国の安定的発展に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

ホンジュラスの首都テグシガルパ市の中心部に位置するフアナライネスの丘（総面積368,103㎡）はホンジュラス国が所有し、非営利団体テグシガルパ生態学財団（FET）が同丘に所在するフアナライネス公園の運営管理を行い、テグシガルパ市を象徴する場所の一つとなっている。FETは、国内外の各種組織の支援を通じ、2012年、①青少年の犯罪・暴力への関与の防止を目的とした環境教育、レクリエーション、スポーツ及び文化的表現の促進・発展、②大気環境の改善を目的とした丘に生息する動植物の種の保存及び③水資源の最適利用と省エネに配慮しつつ、環境教育と市民共存にむけたツールとしての環境に優しい取組の促進を目的とした、フアナライネス公園マスタープランを策定し、公園整備を実施。月平均の訪問者数は、2011年の40名から2017年には約54,000名にまで増加した。

テグシガルパ市は、10万人あたりの殺人死者数が世界的に高い水準の都市の一つとして位置づけられており、ホンジュラス政府は、特に青少年の犯罪・暴力への関与の防止を目的に、公園等の公共施設整備等に取り組んでいることから、本件実施の意義は高い。

本協力の対象主体はFETであるが、ホンジュラス国軍の一部局であるエコシステム・環境管理支援部隊C-9が公園警備及び環境保護業務を実施しており、右活動は同国憲法において規定されている。C-9はその任務の内容を踏まえれば、実質的には我が国の林野庁森林管理局や、国家警察等文民組織と同様の業務を担う機関であると考えられ、本協力を通じて整備される施設の一部を同部隊が利用することは適切といえる。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本協力は、フアナライネス公園の整備を通し、子どもや若者を中心とした公園利用者に、環境教育、レクリエーション、スポーツ及び文化を促進する場が提供されることにより、テグシガルパ市の治安維持及び多くの野生動物が生息する同丘を覆

う森林の保護を図り、もって同国の安定的発展に寄与することを目的とする。

公園が整備されることにより、約 54,000 名（2017 年時点の月平均利用者数）の人々が安全に公園を利用することが可能となり、またテグシガルパ市の治安維持に貢献する。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ナミビア
- (2) 案件名：令和元年度課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」
- (3) 参加者：ナミビア警察職員1名（軍籍を有さない）を含む計12名
- (4) 計画の要約：

国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係の強化を目的とし、サイバー犯罪に関する法制度の整備・改善や捜査手法・技術の向上、民間事業者との連携による対策に有用な日本の知識・経験を習得するもの。

2. 計画の背景と必要性

本研修は、日本におけるサイバー犯罪事案に用いられる捜査手法及び適用される法律や、犯罪抑止のための民間事業者との連携について紹介するとともに、犯罪に関係した電子機器からデータを抽出し、証拠化するデジタルフォレンジック（犯罪捜査や法的紛争などで、コンピュータなどの電子機器に残る記録を収集・分析し、その法的な証拠性を明らかにする手段や技術の総称）分野の取組を紹介する。これらを通じて、サイバー犯罪への対処等に係る知識・経験を習得し、国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査関係機関同士の協力関係の強化を目指すものであり、その外交的意義は高い。

ナミビア警察は、戦争やクーデター等の有事の際には軍の参加で活動を行う可能性があるが、本研修の内容は軍事転用されることが基本的に想定されないものであり、同警察は、ナミビアにおけるサイバー犯罪の対応を所管する政府機関であるため、当該研修に同警察職員が参加することは妥当かつ適切である。

ナミビアが抱える課題として、マネーロンダリング、インターネットを介した詐欺、コンピュータ等を使用する犯罪への対処があり、本コースへの参加により得られる知見はナミビア国内の治安維持・向上に資するもので、広く国民に裨益するものである。

2. 計画概要

(1) 計画概要

サイバー犯罪に関する法制度の整備・改善や捜査手法・技術の向上、民間事業者との連携による対策に有用な日本の知識・経験を習得し、自国での取組の参考とするもの。参加国におけるサイバー犯罪の状況についての発表、日本におけるサイバー犯罪法制や情勢、その捜査手法、技術的な対処手法、民間事業者との連携による対策及び警察機関における職員の育成方法等についての講義・視察に加え、サイバー犯罪に対する効果的な相互連携・国際協力に関する参加者間での討論により、日本や参加国の捜査機関同士の協力関係の強化も目的として実施するもの。

(2) その他特記事項
特になし

以 上